

後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成24年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

本来、保険料は前年の所得で計算します。しかし、その年の所得額などが確定するのは7月になるため、それまでの期間の保険料額は決まりません。

そこで、4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回あたりの徴収額の軽減を図っています。

平成24年度の確定した年間保険料額は、7月に通知されます。

◆特別徴収(年金からの納付)となる方

次に該当する方は、4月初旬に通知書を送付します。

- ①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方
- ②平成23年4月1日～10月1日までに、本町で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

◆普通徴収となる方

次に該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。

①年間の年金額が18万円未満

固定資産税に関する帳簿の縦覧・台帳の閲覧

◆土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が本町にお持ちの自らの土地・家屋の価格を町内のほかの土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認していただく制度です。

▼縦覧できる方

- ①土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)＝本町に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
- ②家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)＝本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

▼縦覧日時＝4月2日(月)～5月31日(木)8時30分～17時15分

※(土)・(日)・祝日は除く

▼縦覧場所＝税務課

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明書

※納税義務者以外の方は委任

◆固定資産課税台帳の閲覧

状態、法人は法人印の押印が必要で、手数料＝無料

▼固定資産課税台帳の閲覧

本町に土地・家屋を所有している方(納税義務者)および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地または家屋の固定資産課税台帳の閲覧

▼手数料＝無料

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借契約書など

※代理人は委任状、法人は法人印の押印が必要です

▼手数料＝縦覧期間中の閲覧は無料

問 税務課資産税班
☎(70)0322

固定資産税納税通知書の発送は5月中旬です

平成24年度の固定資産税納税通知書は、評価替えのため5月中旬に発送します。

そのため、第1期納期限は、5月31日(木)となります。

なお、お持ちの固定資産の価格等については、納税通知書に添付されている課税明細書をご覧ください。

問 税務課資産税班

☎(70)0322

の方

※年金を複数受給している、合計金額が18万円以上であっても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります

◆町と契約している医療機関

町では、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドックの助成を行っています。

町と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用の7割相当額(4万円を限度)の助成を受けられます。

◆町と契約している医療機関

国保大綱病院、さんむ医療センター、亀田総合病院、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院、塩田病院、斉藤労災病院、八街総合病院(国保のみ)、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者へ人間ドックの助成が受けられます

◆手続き方法

①医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日の分かるものと印鑑・被保険者証を持参し、住民課で申請してください。

②承認証をお渡しますので、予約した医療機関へ提出してください。

◆助成条件

・町の国民健康保険に加入している30歳以上75歳未満の方

・本町で後期高齢者医療制度に加入している方

・納期限までの国民健康保険税・後期高齢者医療保険料をすべて納めている方

・前回人間ドックを受けてから1年以上経過している方

※特定健康診断と人間ドックは検査項目が重複するので、どちらか一方を受診してください

◆町と契約している医療機関

国保大綱病院、さんむ医療センター、亀田総合病院、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院、塩田病院、斉藤労災病院、八街総合病院(国保のみ)、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院

◆町と契約している医療機関

国保大綱病院、さんむ医療センター、亀田総合病院、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院、塩田病院、斉藤労災病院、八街総合病院(国保のみ)、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院

後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

●:仮徴収 ●:本徴収 ■:納付書または口座振替

国民健康保険の手続きを忘れずにしましょう

職場の健康保険に加入している人などを除き、すべての人が国民健康保険の加入者となります。

就職や退職、引越し等で保険証の変更がありましたら、住民課または白里出張所で手続きをしてください。

◆加入手続きが遅れると

国民健康保険は加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から課税されます。そのため、加入した月の分までさかのぼって保険料を納めなければならなりません。また、保険証がないと、発行されるまでの間、医療費をいったん全額自己負担することになります。

問 住民課国保年金班
☎(70)0334

◆脱退手続きが遅れると

ほかの健康保険に加入している方が、国民健康保険の保険証を使って医療を受けると、国保が負担した医療費を後から返していただく場合があります。また、ほかの健康保険と国民健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

こんなときは14日以内に届出を

届出が必要なもの	届出に必要なもの
国保に入るとき	届出に必要なもの
ほかの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書、年金手帳、年金証書(60～64歳の方)
他市町村から町へ転入したとき	印鑑、転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、出生届等
外国籍の方が加入するとき	印鑑、外国人登録証明書
国保をやめるとき	届出に必要なもの
ほかの健康保険に加入したとき	印鑑、保険証、加入した健康保険の保険証(全員分)
町から他市町村へ転出するとき	印鑑、保険証
死亡したとき	印鑑、保険証
その他	届出に必要なもの
氏名・世帯主名等が変わったとき	印鑑、保険証
保険証をなくした・汚れたとき	印鑑、保険証、本人を証明するもの
修学のため子どもが他市町村に下宿するとき	印鑑、保険証、在学証明書

※届出のときは、窓口に来る方の本人確認ができるものをあわせてお持ちください

軽自動車税の納期限が5月末に変更になります

◆納期限の変更

平成24年度から、軽自動車税の納期限が4月30日から5月31日に変更になります。納期限が(土)・(日)の場合は翌日が納期限になります。

◆納税通知書の発送時期

納期限の変更に伴い、納税通知書は5月中旬ごろ発送する予定です。5月下旬になっても納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

◆賦課期日(軽自動車税の課税基準日)

軽自動車税の賦課期日は従来どおり4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽自動車税の所有者に対して軽自動車税が課税されます。

問 税務課住民税班
☎(70)0321